

平成23年8月5日

市政記者クラブ 様

名古屋市消費生活センター

担当：岡田・鈴木 電話：222-9679

平成23年度消費生活相談4～6月期の概要をお知らせします

平成23年度4～6月に名古屋市消費生活センターへ寄せられた消費生活相談の概要を下記のとおりまとめましたので、お知らせします。併せて、市民への注意喚起をお願いします。

記

1 全体の概要

平成23年度4～6月期の相談件数は3,587件で、平成22年度4～6月期3,601件と比べ14件の減少、そのうち高齢者については44件の増加となっています。また、多重債務相談は▲145件の大幅な減少となっています。

(単位：件/%)

区分	23年度4～6月期	22年度4～6月期	対前年同期比
全体	3,587	3,601	99.6
高齢者	640	596	107.4
若者	514	584	88.0
一般	2,433	2,421	100.5
架空請求	573	536	106.9
多重債務	191	336	56.8

2 商品・サービス別相談件数

(単位：件/%)

	23年度4～6月期		22年度4～6月期		対前年同期比
1	デジタルコンテンツ	651	デジタルコンテンツ	558	116.7
2	ローン・サラ金	266	ローン・サラ金	366	72.7
3	賃貸アパート	247	賃貸アパート	239	103.3
4	家屋の修繕工事	118	家屋の修繕工事	104	113.5
5	架空請求等商品一般	100	架空請求等商品一般	113	88.5
6	食料品(健康食品除く)	66	食料品(健康食品除く)	86	76.7
7	自動車・二輪車	64	自動車・二輪車	80	80.0
8	エステサービス	46	エステサービス	44	104.5
9	ファンド型投資商品	42	ファンド型投資商品	12	350.0
10	未公開株	38	未公開株	26	146.2

3 相談の特徴

(1) 高齢者の金融商品や海外宝くじの相談が増えています

従来からの電話勧誘による未公開株や海外宝くじのほか、新たに水資源への投資等のファンド型投資商品、CO2排出権取引の海外商品先物取引などの金融商品の相談が増えています。

(主な相談事例 別紙のとおり)

(単位：件)

区 分	22年度				23年度
	4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期	4～6月期
未公開株	19	22	33	15	24
ファンド型投資商品	6	10	6	23	21
公社債	17	15	21	15	18
海外商品先物取引等	7	15	10	5	4
海外宝くじ	4	6	11	11	13

(2) 多重債務に関する相談が大幅に減少しました

平成23年度4～6月期多重債務の相談件数191件と、平成22年度の同期比▲145件▲43.2%の大幅な減少となっておりますが、今後も多額の借り入れでお困りの方やサラ金に過払いがあり返還してほしい方などの掘り起こしを行い早期に「サラ金・多重債務相談」を受けていただくため、働きかけていきます。

	22年度				23年度
	4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期	4～6月期
多重債務相談件数	336	366	339	303	191

4 東日本大震災に関する相談

主な内容は、震災直後には、東北地方で購入した中古車が震災の影響で納車されない、高速バスによるバスツアーが震災のため催行されなくなった、単1乾電池を買いに行ったがどこの店に行っても売り切れで無いなど、震災が直接の原因と思われる相談が大半でした。6月以降の相談は、震災の航空写真を撮影するという会社に出資すれば3倍になって戻るといのが本当か、〈相談事例2〉のように震災をセールストークに使い水資源の投資を勧誘する事例、震災被害地にある温泉付き有料老人ホームに出資すれば、被災者に一時的に住宅として提供したのちに、その権利を高額で買い取るといわれ、送金したところ業者と連絡が取れなくなったという事例など、便乗商法と考えられる事例もあり、今後も注意していく必要があります。

	23年3月12日 ～4月	23年5月	23年6月	23年7月	計
震災に関する相談件数	51	10	7	5	73

金融商品の主な相談事例

<相談事例1> 未公開株

数年前に未公開株を購入のため700万円支払った。最近、管財人と称する人から「破産したがお金はある。投資しただけのお金は購入者に戻すので口座番号を教えてください。返金されたら1割の手数料を払ってほしい。」と電話があったが本当か。前にも、「配当を出すことになった。29万円を支払うと40万円の配当の権利がもらえる。」と勧誘されたこともある。
(契約者 70歳代 男性)

<相談事例2> ファンド型投資商品

北海道の水資源に投資するという業者からパンフレットが送られてきた。その後、仲介業者数社から電話があり、「権利を持っているなら2~3倍で買い取る。震災で水が貴重になり、水質の悪い外国が水を買って占めようとしている。ある団体が、権利を持っている人から買い取って、外国に買い占められないようにしている。」などと勧誘され、パンフレットを送ってきた水資源投資業者に400万円を振り込んだ。

その後、電話のあった仲介業者のうちの1社に連絡すると、権利を6倍で買い取るので追加が必要と言われ、投資業者にさらに100万円を振り込んだ。

息子に話すと、詐欺ではないかと言われた。投資業者と連絡を取ることはできると思う。どうしたらよいか。
(契約者 70歳代 女性)

<相談事例3> 海外宝くじ

カナダからダイレクトメールが届いた。「あなたが210万円の承認受取人になられたことをお祝いします。二千円の判定料金を振り込めば賞金を受けとることが出来ます」と記載されていた。クレジットカードの番号と有効期限を記載する欄もある。無視しておけばいいと思うが、心配になった。
(契約者 70歳代 男性)

名古屋市消費生活センターの相談受付日時等

区分	相談方法	電話番号	受付時間	
一般	電話・来所	222-9671	午前9時 ～ 午後4時15分	
平日	架空請求ホットダイヤル	電話		222-9674
	サラ金・多重債務特別相談	電話・来所		223-3160
	弁護士・司法書士の面談(無料)	来所(要予約)		
土・日曜日	電話	222-9690		

(注) 1 年末年始・祝日を除く

2 市内在住・在勤・在学の方が対象

3 「サラ金・多重債務特別相談」の弁護士・司法書士の面談時間(30分)は、平日の午後1時30分～午後4時30分です。

ウェブサイト：<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>